

吉川消防署南分署空調設備設置工事仕様書

1 工事概要

- ① 工事名 吉川消防署南分署空調設備設置工事
- ② 工事場所 吉川市美南二丁目4番地 吉川松伏消防組合吉川消防署南分署
- ③ 工期 令和4年契約日～令和4年10月31日
工事日時については平日9時から17時までを原則とする。
- ④ 工事内容 空調設備設置工事 他

上記工事場所に下記に示すエアコン一式を取り付け及び設置に必要な配管工事を行う。基本的に現在使用中のパッケージエアコンの室内機を撤去し、新規室外機及び室内機（室外機及び室内機に付属、必要なものも含む）を設置する。新規の室内機を取り付けない場所にある旧室内機については撤去はしないものとする。（廊下など一部の室内機）

設置完了後、作動状況の確認を行う。

2 工事仕様

① 工事について

この工事は本仕様書によるほか、埼玉県電気設備工事共通仕様書、埼玉県電気設備工事標準図及び係員（当消防本部担当者）の指示に従い施工する

② 工事用電力・水

本工事に必要な電力、水などの費用は請負者の負担とする

③ 設置製品は新品であること

④ 室外機や開閉器等に設置年月日及び該当する室名等カッティングシートなどを使用し
わかりやすく明記すること

⑤ 作業に係る諸経費については、請負者が負担すること

⑥ 本作業において発生した廃棄物の処分については、廃棄物の処理に関する関係法規及び
各監督官庁の指導等を厳守すること

⑦ 納入後、1年以内に使用上の責任によらないものとみられる故障が発生した場合は
請負者の責任と負担において修理又は交換すること

⑧ 新機器の設置、運用については、必要に応じて消防組合担当者と協議して、優先度の高い部屋
に順に設置し、早期の運用を図ることができるよう調整すること。

⑩ 本仕様書に明記されていないもの及びその他の工事内容について、疑義が生じた場合は、
双方が協議の上決定すること

⑪ 機器等設置の際に万が一既存の消防設備等移動の必要がある場合については、
移設工事ならびに移設に係る手続きもすべて適正に行うこと

3 機器の規格及び数量等

(1) 受変電設備工事（既存GHPエアコンより新規EHPエアコンに変更するための工事）

品名	規格	数量	単位	単価	
既設キュービクル改修		1	式		
電力会社申請費		1	式		
耐圧・継電器試験費		1	式		
主任技術者立会費		1	式		
消防手続・立会試験費		1	式		

停電作業対策費		1	式		
合計					

(2) 幹線設備工事

品名	規格	数量	単位	単価	金額
電線管	GP-36 融解亜鉛メッキ	44	m		
電線管	GP-54	40	m		
ノーマルベント	GP-36	7	個		
ノーマルベント	GP-54	4	個		
金属製可とう電線管	F38WP	7	m		
金属製可とう電線管	F63WP	4	m		
配管付属品		1	式		
配管支持材		1	式		
プルボックス	400×400×200 融解亜鉛メッキWP	3	個		
プルボックス	300×300×200 融解亜鉛メッキWP	4	個		
同上取付支持材		1	式		
電線	EM-IE 5.5mm ²	54	m		
電線	EM-IE 14mm ²	66	m		
ケーブル	EM-CET 14mm ²	42	m		
ケーブル	EM-CET 22mm ²	12	m		
ケーブル	EM-CET 60mm ²	66	m		
ケーブル支持材		1	式		
分岐盤		1	面		
手元開閉器盤 1		1	面		
手元開閉器盤 2		1	面		
手元開閉器盤 3		1	面		
雑材料・消耗品		1	式		
材料計					
労務費		1	式		
コア穴あけ工事費		1	式		
高所作業車		1	式		
養生・仮設費		1	式		
天井点検口		1	式		
合計					
合計 (幹線設備工事)					

(3) 動力設備工事

品名	規格	数量	単位	単価	金額
電線管	GP-22 融解亜鉛メッキ	193	m		
ノーマルベント	GP-22	18	個		
金属製可とう電線管 (F)	F24 WP	18	m		
配管付属品		1	式		
配管支持材		1	式		
ケーブル	EM-EEF 1.6mm -3C	33	m		
ケーブル	EM-EEF 2.0mm2 -4C	74	m		
ケーブル	EM-EEF 3.5mm -4C	119	m		
ケーブル	EM-EEF 5.5mm -4C	94	m		
ケーブル支持材		1	式		
既設空調機電源切離処置		1	式		
新設室内機電源接続		18	台		
新設室外機電源接続		18	台		
雑材料・消耗品		1	式		
材料計					
労務費		1	式		
試験調整費		1	式		
合計					

(4-1) 機器設備工事

品名	規格	数量	単位	単価	金額
室内機（天井吊）撤去	2.8kW以下セパレートマルチ	2	台		
室内機（天井吊）撤去	4.5kW以下セパレートマルチ	9	台		
室内機（天井吊）撤去	5.6kW以下セパレートマルチ	7	台		
室内機（天井吊）撤去	7.1kW以下セパレートマルチ	4	台		
室外機撤去（屋上設置）	56.0kW以下セパレートマルチ	2	台		
冷媒フロン回収工事冷却能力	56/63kW 50/60Hz	2	台		
【新設】					
1階受付 1階休憩室 2階多目的室					
室内機（天井吊）	PL-ERP40EA9	3	台		
MAスマートリモコン	PAR-43MA	3	台		
標準パネル	PLP-P160EWH4	3	台		
廊下、2階女性仮眠室					
室内機（天井吊）	PL-ERP40KA11	2	台		
MAスマートリモコン	PAR-43MA	2	台		
標準パネル	PLP-P160EWH4	2	台		
1階救急消毒室					
室内機（天井吊）	PL-ERP63E49	1	台		
MAスマートリモコン	PAR-43MA	1	台		
標準パネル	PLP-P160EWH4	1	台		
1階ロビー、廊下、食堂					
室内機（天井吊）	PL-ERP40EA9	3	台		
MAスマートリモコン	PAR-43MA	3	台		
標準パネル	PLP-P160EWH4	3	台		
救急仮眠室					
室内機（天井吊）	PL-RP80LA17	1	台		
MAスマートリモコン	PAR-43MA	1	台		
標準パネル	CMP-P71LWHG6	1	台		
事務室、警防仮眠室					
室内機（天井吊）	PL-ERP112EA9	4	台		
MAスマートリモコン	PAR-43MA	4	台		
標準パネル	PLP-P160EWHF4	4	台		
会議室兼訓練室					
室内機（天井吊）	PL-ERP140EA9	2	台		
MAスマートリモコン	PAR-43MA	2	台		
標準パネル	PLP-P160EWH4	2	台		

1階受付 1階休憩室 2階多目的室					
室外機	PUZ-ERMP40KA11	3	台		
廊下、2階女性仮眠室					
室外機	PUZ-ERMP50KA11	2	台		
1階救急消毒室					
室外機	PUZ-ERMP63KA11	1	台		
1階ロビー、廊下、食堂					
室外機	PUZ-ERMP80HA11	3	台		
救急仮眠室					
室外機	PUZ-ERMP112LA11	1	台		
事務室、警防仮眠室					
室外機	PUZ-ERMP112LA11	4	台		
会議室兼訓練室					
室外機	PUZ-ERMP140LA11	2	台		
合計					

(4-1) 配管工事

品名	規格	数量	単位	単価	金額
冷媒被覆銅管ペア	9.52×15.88	112	m		
冷媒被覆銅管ペア	6.35×12.7	58	m		
冷媒被覆銅管ペア	6.35×9.52	35	m		
ACドレン配管切断切断接続	25A	22	m		
スリムダクトSD	SD-100	50	m		
ウォールコーナー	SW-100	16	個		
平面コーナー	SK-100	16	個		
フリーコーナー	SF-100	16	個		
端末カバー	SEN-100	16	個		
スライドブロック	W=500	32	本		
ゴムパッド	W=1000	16	枚		
レントゲン調査費	調査費用	2	日		
機械はつり	200mm程度 100mm	16	カ所		
コア抜きレントゲン調査費		16	枚		
耐圧試験費	窒素	16	系統		
養生費		220	m ²		
クレーン	オペレーター付き	1	台		

4 設置の詳細

下記事項の他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に準拠する。

- ① 室内機の設置場所については、既存の室内機を撤去し設置すること。ただし撤去が難しい場合など必要に応じて消防本部担当者と協議し決定すること
- ② 室外機
仕様書に記載している基礎ブロックを使用すると共に転倒防止措置を講ずること
- ③ 配管及び配線

冷媒配管、ドレン配管、室内外連絡配線及び電源配線についての経路は、別紙、平面図位置とする。またコンクリート貫通として配管等は壁、天井に強固に取り付け落下等の危険がないように取り付けること。屋外の配管については、ステンレス製ラッキングカバーを設置すること

④ 試験・報告

空調機器の設置後に運転試験を実施し終了後、任意様式にて報告書を消防本部担当者へ提出すること

5 その他

- ① 機器の搬入等に際しては緊急自動車の出動、職員及び来庁者に十分留意し安全管理を徹底し、高所作業時等には適切な保護具等を装着し作業をおこなうこと
- ② 機器の搬入及び工事作業中に庁舎及び備品等に損害を与えた場合は、請負者の責により修復すること
- ③ 設置日程等は消防本部担当課と詳細打ち合わせを行うこと（契約期間にかかわらずできるだけ早い納品について努力すること）